

## 公務災害について

### 1 公務上の災害とは

国家公務員災害補償制度における「公務上の災害」とは、一般職の職員が職務遂行中あるいは職務に関連して、転倒、転落、交通事故等の諸事象に原因した災害の結果、①公務上の死亡、②公務上の負傷、③公務上の疾病、④公務上の傷病に起因する障害及び⑤公務上の傷病に起因する死亡という5種類の身体的損害が生じた場合をいい、それぞれの場合に応じて、療養補償、障害補償、遺族補償等の給付がなされることとなる（民間における労災保険と同様）。

### 2 災害認定のための基礎知識

#### (1) 無過失責任補償の原則

災害補償は、使用者の無過失責任主義に基づいているため、公務災害の認定に当たっては、原則として官の過失の有無にかかわらず、公務起因性があれば公務上の災害として取り扱われることとなる。

#### (2) 公務遂行性、公務起因性

職員に生じた負傷、疾病、障害又は死亡が公務上の災害と認められるためには、これらの災害が官の支配（管理）下で発生したものであること（公務遂行性）が必要であり、かつ、公務と事故、事故と災害との間に相当因果関係があること（公務起因性）を必要としており、これらは公務上外を判断する際の重要な認定要件である。

ア 公務遂行性とは、職員が官又は特定独立行政法人の支配（管理）下にある状態を示す概念だが、災害に係るものの具体的内容については、次のとおりである。

(ア) 官等の支配下にあり、かつ、管理下にあつて、公務に従事している場合

（例：通常の業務従事）

(イ) 官等の支配下にあり、かつ、管理下にあるが、公務に従事していない場合

（例：休憩）

(ウ) 官等の支配下にあるが、管理下を離れて公務に従事している場合（例：出張）

(エ) 官等の支配管理下で実施されるレクリエーション行事に参加している場合

(オ) 公務の性質を有して通勤している場合

イ 公務起因性については、災害の発生原因に関して、公務が相対的に有力な原因であることを必要とし、かつ、それで足りることとされている。したがって、相対的である以上、他にも共働する原因が存在し、それがある程度有力な原因であったとしても、公務が相対的に有力な原因となっていれば、公務起因性が認められることとなる。

#### (3) 社会経験則、医学経験則

公務起因性の判断に当たって経験則によるとは、災害認定時点における社会通念又は医学的知見等に基づいて判断するということであるが、この場合、社会情勢の変化あるいは医学の進歩等によって考え方も変化していくものであるということに留意することが重要である。